

議案第58号

南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり提出する。

令和4年12月6日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

南風原町下水道事業経営戦略に基づく農業集落排水処理施設使用料の改定を行うた
め提案する。

南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成14年南風原町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表中「572円」を「605円」に、「77円」を「80円」に、「88円」を「91円」に、「104円」を「107円」に、「132円」を「135円」に、「159円」を「162円」に、「165円」を「168円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第12条第1項の表の規定は、令和5年6月分以降の月分として算定する農業集落排水処理施設使用料から適用し、同年5月分以前の月分として算定する農業集落排水処理施設使用料については、なお従前の例による。